二　第71条第１項に規定する個人型掛金拠出単位期間（同項第１号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合にあっては、同号ロに規定する拠出区分期間をいい、以下「拠出期間」という。）の加入者掛金の額
（削除）

三　第１項に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
イ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

ロ・ハ　（略）
四　第２項に掲げる者及び第５項に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者であるものにあっては、次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　加入者掛金の納付を事業主払込の方法により行う場合にあっては、申出者が使用される事業所の登録事業所番号（当該事業所が第67条第１項により連合会の事業所原簿に登録されている場合に限る。）及び名称
ハ　60歳以上の者にあっては、第６項各号に該当しない旨
ニ・ホ　（略）
五　（略）
六　第４項に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
イ　第３号イ及びロに掲げる事項

ロ　（略）
ハ　60歳以上の者にあっては、第６項各号に該当しない旨
ニ　（略）
七　第５項に掲げる者（第４号に該当する者を除く。）にあっては、第６項各号に該当しない旨
8　第２項に掲げる者及び第５項に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが、加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、前項の申出書にその旨についての当該事業主の証明書を添付しなければならない。
（削除）

（削除）

（削除）

9　前項の場合において、申出者が使用される厚生年金適用事業所が登録事業所（第67条第１項の規定により連合会の事業所原簿に登録されているものをいう。以下同じ。）でないときは、次の各号に掲げる事項を記載した事業主の申請書を添付しなければならない。
一　事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
二　事業所の名称及び所在地
三　当該事業主に係る掛金引落金融機関情報

二　第71条第１項第１号イに規定する個人型掛金拠出単位期間（同号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合にあっては、同号ロに規定する拠出区分期間をいい、以下「拠出期間」という。）の加入者掛金の額
三　加入者等であったことがある者であって、最後に加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更した者にあっては、変更前の氏名
四　第１項に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
イ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
ロ・ハ　（略）
五　第２項に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　加入者掛金の納付を事業主払込の方法により行うことを希望する場合にあっては、申出者が使用される事業所の名称及び登録事業所番号（当該事業所が第67条第１項により連合会の事業所原簿に登録されている場合に限る。）
ハ　60歳以上の者にあっては、第５項各号に該当しない旨
ニ・ホ　（略）
六　（略）
七　第４項に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
イ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
ロ　（略）
ハ　60歳以上の者にあっては、第５項各号に該当しない旨
ニ　（略）
（新設）
7　第２項に掲げる者であって、加入者掛金の納付を事業主払込の方法により行うことを希望する場合にあっては、前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該事業主の証明書（個人払込の方法により行う場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）
二　加入者掛金の納付を事業主払込の方法により行う場合にあって、申出者が使用される厚生年金適用事業所が登録事業所（第67条の規定により連合会の事業所原簿に登録されているものをいう。以下同じ。）でないときは、次に掲げる事項を記載した事業主の申請書
イ　事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
ロ　事業所の名称及び所在地
ハ　当該事業主に係る掛金引落金融機関情報
三　65歳以上の者にあっては、厚生年金保険法附則第４条の３第１項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類
（新設）